

◇合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（法律第四八号）（農林水産省）

1 目的

この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 基本方針

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針を定めるものとした。（第三条関係）

3 国等の責務

(一) 国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(二) 国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるとともに、5の(一)の木材関連事業者の登録が促進されるよう、当該登録に係る制度の周知、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なもの公表その他の必要な措置を講ずるものとした。（第四条第二項関係）

(三) 国は、教育活動、広報活動等を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとした。（第四条第三項関係）

(四) 事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

4 等

(一) 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとした。（第六条第一項関係）

(2) (1)の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

(3) 木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項

(4) (1)の確認及び(2)の措置に係る記録の管理に関する事項その他主務省令で定める事項

5

(一) 木材関連事業者であつてその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、6の(一)の主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができることとした。（第八条関係）

(二) 名称の使用等

(1) (一)の木材関連事業者の登録を受けた者（以下「登録木材関連事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を用いることができることとした。（第一三条第一項関係）

(2) 登録木材関連事業者は、(1)に定める場合を除き、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととした。（第一三条第二項関係）

(3) 登録木材関連事業者以外の者は、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととした。（第一三条第三項関係）

6 登録実施機関の登録

(1) 5の(一)の主務大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行うこととした。（第一六条関係）

(2) (1)のほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること等の欠格条項、登録実施事務を適正に実施することができることと認められる者であること等の登録の要件、五年ごとの登録の更新等の規定を設けることとした。（第一七条、第一九条関係）

(二) 登録実施の義務

(1) 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(2) 登録実施機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により登録実施事務を行わなければならないこととした。（第二〇条第二項関係）

7 適切な連携

国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体等との適切な連携を図るものとした。（第三一条関係）

8 国際協力の推進

国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとした。（第三二条関係）

9 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。

◇国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二八年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二八年五月二三日とすることとした。

◇国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（政令第二二四号）（警察庁）

1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二八年法律第九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号ハの政令で定める危機管理に関する機能を担う国の行政